

# 今日そして過去における修復

## 1. 修復の精神

オリヴィエ・ポワソン (Olivier Poisson)

一般的な言葉使いにおいて、「修復」という単語は、物理的な存在と人間社会に固有の空間に込められた記憶の意味を保持することを目的として、建物あるいは構造体に対して行われる物質的行為の全体を意味する。この種の行為はほとんどの文明においてその起源から存在している。ただし、最古の時代の痕跡は微かなものであることもあり、そうした行為が実行に移された範囲を確定することが困難であることも多い。

19 世紀以前のヨーロッパにおいて、修復とは多くの場合、ある機能—それだけではないにしてもまずは信仰の場所としての機能—を永続させることであった。そのために、そうした機能に対応し、たいていは記憶を保持する建物（群）を維持、修理、増築、あるいは再建したのである。こうした考え方のなかで修復工事の際には、工事の対象となる建物の形態は考慮されたりされなかったりして、あるいはその考慮の度合いも様々であり、またその形態の維持や復元が試みられたりしなかったりした。

19 世紀に入ると修復は、そこにつなぎ留められた記憶の価値を卓越した仕方で伝える建物の、機能ではなく、物理的な存在を永続させるためのものとなる。建築形態、つまり様式が、過去から受け継がれたこうした存在の表現となり、そして修復作業の目的となる。修復は、公的な活動の目的としては考古学的で建築的な仕事であり、時に、ヴィオレ＝ル＝デュックが言うような「過去のどんな時点にも存在しなかったとも言える完全な状態」を建物に与えようと提案するところまで行く可能性がある。

上記の 2 種類の修復行為が今日でもなお、全体的にせよ部分的にせよ、修復工事のあり方を規定していることもある。ただしその後、保存・修復は、建物を構成している物質的材料の保存に執着するようになる。材料だけが、職人や芸術家の仕事に由来し、彼らの行為の痕跡を保持している、過去の真正な証拠であるというわけだ。こうしたパラダイムが限界に直面するのは明らかである。すなわち、時間の経過や置かれている状況によって引き起こされる材料の物理的変質であり、さらには同じくらいに決定的な限界として、建物が使用されたり大勢の人が建物を訪れたりすることによる限界がある。

したがってあらゆる修復は、慎重に考量される複雑な行為であり、材料の変質や制約条件に関わるいくつかの要因と、今日の技術や利用し得る経済的資源によって可能となる解決策との間のバランスである。修復は、特定の社会における歴史の証人としての建物のアイデンティティや価値を見誤ることなく、人類の作品として理解される建物の真正な物質的存在を保護することを優先的な目的とするものなのだ。

オンライン公開日：2019 年 6 月 13 日

(日本語訳 松井健太)

## 2. ヴェネツィア憲章

オリヴィエ・ポワソン (Olivier Poisson)

ヴェネツィア憲章とは、1964年に策定された国際的な指針文書であり、歴史的なモニュメントの修復と保存に関するいくつかの概念と原理を定めている。国家機関や国際機関からではなく専門家集団から提出されたものであり、法的権限を持つ条約や規制ではない。ヨーロッパを中心とする16カ国からの建築家・技術者たちによって起草され、第二次世界大戦後の経済的な発展の段階の中で、憲章の目的である保存・修復についての専門的職能の精神的基盤を要約したものとなっている。

1931年にアテネで採択された先行文書（通称『アテネ憲章』）を発展させたものとして提出されたヴェネツィア憲章は、以下のような複数の問題を扱っている。

- モニュメントとして了解される領域が、単体の建築制作物を超えて拡張され、定義される。この定義には、都市・農村地域全体、さらには多くの文化的な意味を獲得した「目立たない作品」さえも含まれる。
- 芸術的価値と歴史的価値という二つの評価軸がはっきりと示されている。そこでは、「モニュメントはそれが証言する歴史やそれが置かれている環境から切り離せない」として、コンテキストの重要性が強調されている。
- 保存・修復工事の指針となるべき方法と原理が取り上げられている。

建物やその装飾の完全性（インテグリティ）に関わるいくつかの倫理的な規定や、考古学的な発掘調査や文献の調査・管理についての純粋に方法論に関わる問題を越えて、ヴェネツィア憲章が本質的に論じているのが修復である。ここで修復とは、変質したり失われたりした配置や構成を補完・回復するために、モニュメントの建築形態に大きく手を入れることになりかねないものとされている。ヴェネツィア憲章はそうしたことに反対するのではなく、よく知られているように「[修復は] 仮説が始まるところで止まる」と主張しつつ、考古学的知見や文書史料が許す範囲に制限する。この原則は、19世紀の実践、とくにヴィオレ＝ル＝デュックが理論化して実践し、19世紀に他の多くのヨーロッパの建築家たちが行った修復から、明確に一線を画そうとしている。こうした考えの延長線上で、ヴェネツィア憲章ではさらに、ある建物に歴史がもたらした一連のものはどれも等しく保存を検討されるに値するとも述べられている。これはすなわち、「様式の統一」を追求することの禁止であり、ヴィオレ＝ル＝デュックに対するもうひとつの暗黙裡の批判となっている。

他の条項においては、修復工事はモニュメントの「古い物質」を尊重しながら行われなければならないと述べられている。このように、ヴェネツィア憲章は材料の保存というパラダイムを確立し、修復というモニュメントに手を入れることの出发点であった建物の形態的、建築的、あるいは美的な問題に対してすら、材料が優先されるということを主張したのである。

オンライン公開日：2019年6月13日

（日本語訳 松井健太）

### 3. 過去の時代の修復における革新と保守主義

マキシム・レリティエ (Maxime L'Héritier)

どんなに政治的、象徴的あるいはイデオロギー的な行為から逃れられないとしても、どんなに激しい破壊あるいは反対によく計画された工事の成果と結びついているとしても、修復は自ずとモニュメントをどんな状態に回復するのかという問題を投げかける。パリのノートル＝ダム大聖堂上部の火災で、今日この問題をめぐる議論には事欠かない。最近、文化相フランク・リエステルはフィガロ紙において「一般的に、大聖堂が修復される時には、何らかの革新があった」と述べた。しかし、19世紀と20世紀に修復の実践が定式化される以前の過去の時代における修復実践はそれにあたるのか？それらの実践はどのような革新を含んでいたのだろうか？

私有の建造物では、借家人または用益権者が、日常的な維持管理の範囲で、建物をより綺麗にする目的で建物に変更を加えることは、全て先験的に禁じられている。というのも、それは財産の性質を変えてしまうことになり、これは近代の慣習法同様、ローマ法での私有権利でも認められていることだからだ。修復の場合にはもっと重大な仕方でも問題が生じる。修復は現在の状態・形から変わることの意味するし、修復のためには、回復しようとする建物の基準となる形（状態）を選ばなくてはならない。ローマ法の学者たちが使っていた用語は以前の状態の回復という考えを含んでいたが、これも決して明確に記されていたわけではない。採られた解決策は非常に多く、前の形を保存するケースは、しばしば「全く同じ形に」再建するということがあり、珍しいことではなかった。例えばデルフォイの神域では、前の建物の石材ブロックを再利用するという物質的なやり方で、もしくは、特に神殿の場合だと、増築時にしばしば先行する建物の平面を保持するといった再建計画中に、「建築的保守主義」とでもいうべきあり方が見られる。12世紀末から14世紀初頭の間に着しい損害を被り、修復あるいは再建工事を必要とした、リエージュ司教区のオットー朝時代とロマネスク時代の教会堂の場合も同様である。ある建造物の平面を尊重するというのは、確かに技術上の理由からも説明されるが、やはりいくつかの建造物では、その特別な威信も理由となる。例えば、デルフォイの神域は、全ギリシアにとっての神域、つまりギリシアの全ての都市に共通の神域であった。また、都市の力のシンボルであったローマのカピトリヌスの丘のユピテル神殿は、何度も改装され、高さ方向に拡張してきたと考えられるが、そうした拡張は、再建の度に正確にその当初の平面を保持するという条件の下で行われた。建物を過去にしっかりとつなぎとめるためである。今回のテーマにさらに近いものとしては、フレデリック・エポが、12世紀から17世紀にかけての幾つかの木造小屋組に見てとった「技術的保守主義」とも言えるあり方がある。彼はこれらの小屋組を建築のステイタスに結びつけて考えているのだが、13世紀以降、最も特権的な建物（教会堂、領主の大広間など）だけが、最も多く意味が込められた最も古い形式（トラスを形成する垂木）を採用しているのである。

実のところ、外観の変化というのは工事の規模と必ずしも結びついていない。例えば、ゴシック時代の（もしくはもっと後のネオ＝ゴシック時代の）彩色は、施主にとっては、建造物の元の形態を維持しながら、少ない経費で外観を大きく変化させて、その建造物の履歴の中に一つの出来事を印することができる好

機となっていた。同様に、ある建造物の保存はその材料あるいは大きさを重要視することだけから行われていたわけではない。既に廃れて採用されなくなっていた昔の平面計画に従って 1970 年代に再建されたポンペイのカーザ・デイ・モザイチ・ジオメトリッチ(la Casa dei Mosaici Geometrici)のケースは確かに、都市の中でモニュメントが担っている構造的な役割と、住民にとってのその意味との間の結びつきを築くべきものである。工事の規模とモニュメントの形態の変更は全く別のことであり、再建が昔の形態への回帰を可能にするのはまさにその点においてである。宗教的モニュメント、とりわけイデオロギー的意味合いが強いモニュメントの維持・修繕という面で、中世末と近代初頭の間には、驚くほどの並行現象を指摘できるかもしれない。百年戦争が終わる頃、パリやノルマンディーの教会堂のいくつもの修復事例は、先行する数世紀の間に採用された様式との特筆すべき美的連続性を示し、昔の建築遺産への意識を映し出した。さらに象徴的なのは、17-18 世紀に、ロマネスクの教会堂の当初の外観に対して行われた修復 - この場合は再建であるが - のケースである。これらのケースは、芸術的にも宗教的にも、さらには、とりわけ宗教戦争の終結にあたって改革されたローマ教会を強く印象付ける象徴性においても、これらのモニュメントを過去からの連続性の中に組み込むために昔の形態を模倣するという一つの態度のイデオロギー的な重要性を示している。

以上見てきたように、古い時代においては、今日計画される修復に特有の概念であるオーセンティシティー - 真正さという概念が、当時の言説の中には見当たらないとはいえ、数多くの建物が、単にその建物の機能のためだけでなく、それらの建物の形が昔からの価値の永続性を示しているが故に、自発的に作品として保存されてきたのは、意図的なことであったと考えられる。文化遺産という概念が作り出されるずっと前、太古の昔より我々の先人たちは、「歴史家や保存専門家と同じこの眼差しで、過去のモニュメントや美術品を」(F. ショエ)眺めていたのであろう。

#### 参考文献

CHOAY Françoise, *L'Allégorie du patrimoine*, Paris, Éd. du Seuil, 1992, 273 p.

DAVOINE Charles., D'HARCOURT Ambre, L'HÉRITIER Maxime, dir., *Sarta tecta. De l'entretien à la conservation des édifices (Antiquité, Moyen Âge, début de la période moderne)*, Aix-en-Provence, Presses universitaires de Provence, BIAMA 25, 2019, 176 p.

オンライン公開日 : 2019 年 6 月 13 日

(日本語訳 川瀬さゆり)

## 4. ウジェーヌ・ヴィオレ＝ル＝デュックの「修復」の項

ベレニス・ゴシュワン (Bérénice Gaussuin)

「ある建物の小屋組を新たに作り直さなければいけない時、建築家は鉄の構造を拒否する、なぜなら中世の工匠たちは小屋組を鉄でやらなかったから。我々の意見ではそれは間違いである、というのも、鉄で作ることで、我々の古いモニュメントに何度も致命的な事態をもたらした火災の恐ろしい可能性を、建築家は回避できるだろうから」。パリのノートル＝ダム＝の運命を予兆させるこの言葉は、1866年にウジェーヌ・ヴィオレ＝ル＝デュックによって発表された「修復」の項からの抜粋である。数多くの建造物の修復現場を20年以上経験した後、ヴィオレ＝ル＝デュックはこの年に『11世紀から16世紀までのフランス建築考証辞典[訳注：通称『中世建築事典』とも言う]』の第8巻 —この[修復の]定義を含む— を出版した。これは、彼が多岐に渡る活動と並行して執筆し、1854年から1868年の間に刊行された10巻に及ぶ著作である。

最初の一文は有名である。「言葉や物というのは現代のものである。建物を修復するというのは、それを維持したり、修理したり、あるいはやり直すということではなく、いつの時代にも決して存在しなかったかもしれない完全な状態を建物に取り戻させてやることなのだ」。ヴィオレ＝ル＝デュックは建築家であるがゆえに修復を完全に建築的なプロジェクトとして考えたが、それは彼にとって既存の建物に対して無分別に振舞うということの意味するのではなかった。項の残り20ページの中で、ヴィオレ＝ル＝デュックは自身の最初の一文に答えながら、先人たちが過去の建造物と保ってきた関係の歴史について長々と説明している。彼はアジア、古代ローマ人、中世について語る。「(中世は)古代ほどには修復という意識を持っていなかった、いやそれどころではない。12世紀の建造物で破損した柱頭を取り替える必要があった時、彼らが代わりに置いていたのは13世紀、14世紀、15世紀の柱頭だった」。つまりヴィオレ＝ル＝デュックは彼の実践とそれ以前の時代の修復とを区別しているわけだが、だからといって彼は過去の作品が同一に再現されることを望んでいるわけではない。「ある建物の中に見られるもの全てを忠実に複製することで修復するというのは、後世に付け加えられた形を、厚かましくも、元々存在していたはずの形で置き換えようと企てて修復するのと同じくらい、危険なことだと言えるだろう」。

この記事を開々まで読めば、修復すべき建物の綿密な調査から始まる修復という行為の、複雑で多種多様な要素からなるアプローチが明らかとなってくる。ヴィオレ＝ル＝デュックは、今日我々が診断と名付けているものについて語っている。診断には、建物の履歴作成に加えて、その物質的な材料に関して「各部の正確な年代と特徴を確認・証明」し、この確認事項を記述し図化することも含まれる。この理解の段階が終わると、修復家は、調査したモニュメントの中に沈殿している様々な堆積物に関係した数多くのジレンマに直面することになる。「もし修復が必要となり、それが当初からそのままある部分と変更された部分だった場合、変更された部分は考慮せず、乱れてしまった様式の統一も回復しないべきなのか？それとも後世の変更も含めて全てを正確に再現するべきなのか？」。彼を風刺したものから来るイメージとは異なって、ヴィオレ＝ル＝デュックは控えめに且つ微妙な言い回しでこの問いに答えている。「二つの選

択肢のうち一つを絶対的に採用することが危険をもたらす可能性があるのはそうした時である。そして、反対に、二つの原理のうちのどちらをも絶対的なやり方で認めることはせずに、個々の状況に応じて対応することが必要である」。ヴィオレ＝ル＝デュックが言う個々の状況とは、そこに積み重ねられてきた歴史や年月に基づく各建造物に固有の特異な性質のことである。彼は、いかなるアプローチも常に同じにはなり得ないことをよく理解するために、いくつもの事例を挙げる。例えば、12世紀の建造物で、その屋根は当初は雨水の排水システムなしで構想されたが、13世紀にこのシステムを備えた場合。これは、その建物の修復時には、建築家がこのシステムを保持することになるもので、改善の例である。反対に、12世紀の教会堂で、その天井ヴォールトが取り壊されて、後の時代に作り直されたものがあったとして、もしこの後から作られたヴォールト天井が崩落する恐れがある場合には、建築家は「それぞれの建物をその建物の固有の様式で修復する」ということを考えて、当初の状態を修復することになるであろう。しかしながら、もし後の時代に作り直された二番目の天井ヴォールトが、ステンドグラスの開口部を設けるような変更を建物にもたらしている、そうした異なる時代の構造が混合して「大きな価値」を形成しているような場合には、様式上の統一を復元することはしないだろう。

ヴィオレ＝ル＝デュックは、微妙な違いのある多くの状況を探り、特に暖房を設備することで、古い建造物を近代的設備に適合させるための可能性を検討した。「例えば建築家は、中世の宗教的建造物でこのシステムは使われていなかったという口実で、中央暖房の設置を喜んで受け入れず、考古学を根拠に信者に風邪を引かせる。これは物笑いの種だ」。同様に、「建設の必要性からにして、毀損した作品の不足を補うためにしろ」、新しい部分の創造は彼が提案する一つの選択肢である。とは言え、ここでもまた、彼は個々の建造物の個別のケースを認めながら、絶対的な考えを主張せず、大いに慎重さを示す。「つまり、欠けた部分を補うことが問題となる場合は、そこを二回は見る必要がある」。絶対的な原理というのは「不合理に至る可能性がある」のだが、しかしヴィオレ＝ル＝デュックはそれでもやはり毅然とした考えを表明する。「取り除かれた部分は全て、より良質の材料とより強い、またはより完璧な手段だけで取り替えることだ」。目的は、修復された建造物が「既に経過した期間よりももっと長きに渡って」将来に在り続けることなのだから。

#### 参考文献

E. E. Viollet-le-Duc, *Dictionnaire raisonné de l'architecture française du XI<sup>e</sup> au XVI<sup>e</sup> siècle*, Paris, B. Bance, 1866, vol. 8/10.

オンライン公開日：2019年5月3日

(日本語訳 川瀬さゆり)